

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日

総務大臣 片山 善博

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条備考一及び第五条中「光信号中継伝送機能」を「一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能」に改める。

別表第二の一中「期首定額法正味固定資産価額（ $n$ ）＝MAX {投資額－残存価額}」  
「法定耐用年数」×（ $n-1$ ）、投資額×最低残存率}」を「期首定額法正味固定資産価額（ $n$ ）＝MAX {投資額－（（投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×（ $n-1$ ）、最低残存価額}」に改める。  
「期末定額法正味固定資産価額（ $n$ ）＝MAX {投資額－残存価額}」を「期末定額法正味固定資産価額（ $n$ ）＝MAX {投資額－（（投資額×最低残存率）÷法定耐用年数）× $n$ 、最低残存価額}」に改める。  
「残存価額＝投資額×残存率とする。」を削る。

別表第二の一の表加入者交換機の項中「1万」を「1万2千」に改める。

別表第二の一の表き線点遠隔収容装置の項中「単位料金区域別住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計」を「局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計」とし、「単位料金区域別事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計」を「局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計」と改める。

別表第二の一の表種別回線数の項中「最大接続可能回線数で除して(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)2を乗じたもの」を「最大接続可能回線数で除して2を乗じたもの」と改める。

別表第二の二中

き線点遠隔収容装置へ加入者交換機間中継伝送路年経費	5,000,000	円
き線管路総延長	144,148	k m

を

き線点遠隔収容装置へ加入者交換機間中継伝送路年経費	10,000,000	円
き線管路総延長	148,289	k m

を

電線共同溝総延長	1,176	k m
情報ボックス総延長	6,838	k m

を

電線共同溝総延長	1,268	k m
情報ボックス総延長	6,967	k m

加入者交換機／局設置遠隔收容装置判別値	10,000	回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔收容装置收容最大回線数	10,000	回線

加入者交換機／局設置遠隔收容装置判別値	12,000	回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔收容装置收容最大回線数	12,000	回線

中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	k m
---------------------	----	-----

中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (10G)	30	k m

收容52Mパス数 (2.4G)	48	—
-----------------	----	---

収容52Mパス数 (2.4G)	48	—
収容52Mパス数 (10G)	192	—

に、

架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置2.4G)	2	ユニット /架
--------------------------	---	------------

を

架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置2.4G)	2	ユニット /架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置10G)	6	ユニット /架

に、

架当たり52Mインタフェース数 (分岐挿入伝送装置2.4G)	12	52M I F /架
--------------------------------	----	---------------

を

架当たり156Mインタフェース数 (分岐挿入伝送装置2.4G)	4	156M I
---------------------------------	---	--------

			F / 架
架当たり156Mインタフェース数 (分岐挿入伝送装置10G)	384	156M	I F / 架

22

局間インタフェース当たり心線数 (分岐挿入伝送装置2.4G)	4	心線 / I	F
--------------------------------	---	--------	---

22

局間インタフェース当たり心線数 (分岐挿入伝送装置2.4G)	4	心線 / I	F
局間インタフェース当たり心線数 (分岐挿入伝送装置10G)	4	心線 / I	F

22

分岐挿入伝送装置2.4G1アラインド最大架数	1		架
------------------------	---	--	---

22

分岐挿入伝送装置2.4G1アラインド最大架数	1		架
分岐挿入伝送装置10G基本部電流	0	A /	台

分岐挿入伝送装置10Gユニット電流

	12.1	A / ユニ ット
分岐挿入伝送装置10G架面積	0.954	m <sup>2</sup> / 架
分岐挿入伝送装置10G 1アライメント最大架数	1	架

土地単価時点補正係数 (北海道)	1	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	1	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	1	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	1	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	1	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	1	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	1	—

土地単価時点補正係数 (千葉県)	1	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	1	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	1	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	1	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	1	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	1	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	1	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	1	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	1	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	1	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	1	—

土地単価時点補正係数 (兵庫県)	1	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	1	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	1	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	1	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	1	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	1	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	1	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	1	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	1	—



土地单価時点補正係数 (大分県)	1	—
土地单価時点補正係数 (宮崎県)	1	—
土地单価時点補正係数 (鹿児島県)	1	—
土地单価時点補正係数 (沖縄県)	1	—

土地单価時点補正係数 (北海道)	0.9466	—
土地单価時点補正係数 (青森県)	0.9436	—
土地单価時点補正係数 (岩手県)	0.9419	—
土地单価時点補正係数 (宮城県)	0.9533	—
土地单価時点補正係数 (秋田県)	0.9398	—
土地单価時点補正係数 (山形県)	0.9481	—
土地单価時点補正係数 (福島県)	0.9607	—
土地单価時点補正係数 (茨城県)	0.9512	—
土地单価時点補正係数 (栃木県)	0.9609	—
土地单価時点補正係数 (群馬県)	0.9637	—
土地单価時点補正係数 (埼玉県)	0.9481	—

土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.9551	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	0.9299	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9641	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.9681	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.9446	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.9326	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.9426	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.9703	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.9574	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.9683	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.9758	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9669	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.9742	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.9637	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.9572	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.9439	—

土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.954	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.9547	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.9527	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.953	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.9683	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.9697	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.9619	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.9404	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.936	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.9376	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.9657	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.9351	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.9569	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.9598	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.9565	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.9621	—

土地単価時点補正係数 (大分県)	0.954	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.9785	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.9594	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	0.9775	—

を

監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.0674	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.0672	—

に、

監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.0132	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	0.0866	—
共通用建物 対投資額比率	0.008365	—
共通用土地 対投資額比率	0.00966	—

を

監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.0131	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	0.0863	—

に、

共通用建物	対投資額比率	0.008667	—
共通用土地	対投資額比率	0.009612	—

構築物	対投資額比率	0.0768	—
-----	--------	--------	---

構築物	対投資額比率	0.0763	—
-----	--------	--------	---

無形固定資産（交換機ソフトウェア）	対投資額比率	0.0169	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）	対投資額比率	0.0043	—

無形固定資産（交換機ソフトウェア）	対投資額比率	0.0174	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）	対投資額比率	0.0044	—

改める。

別表第四の一の表減価償却費の項算定方式の欄を次のように改める。

$$\left( \left( \text{投資額} - \text{最低残存価額} \right) \div \text{法定耐用年数} \right) \times \text{法定耐用年数} + \text{除去損} \div \text{経済的耐用年数}$$

土地は減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。

別表第四の一の表施設保全費の項算定方式の欄を次のように改める。

加入者交換機に係るもの

投資額×投資額×施設保全費対投資額比率（二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数）＋加入者数×1加入者当たりの施設保全費＋都道府県別施設保全費

加入系線路に係るもの

設備延長  $k \text{ m} \times 1 \text{ km}$  当たりの施設保全費＋加入者数×1加入者当たり施設保全費中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの

設備延長  $k \text{ m} \times 1 \text{ km}$  当たりの施設保全費

中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの

設備亘長  $k \text{ m} \times 1 \text{ km}$  当たりの施設保全費

監視設備（加入者交換機）に係るもの

投資額×投資額×施設保全費対投資額比率（二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数）

その他のもの  
投資額×施設保全費対投資額比率

別表第四の三を次のように改める。

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	-0.0379ピコ	-
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.0501	-
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	654	円／回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	326,993,158	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	297,180,835	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	304,633,915	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	306,124,531	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	298,671,451	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	313,577,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	325,502,541	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	349,352,400	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	346,371,168	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (群馬県)	340,408,703	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (埼玉県)	361,277,329	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (千葉県)	367,239,794	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (東京都)	380,655,339	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (神奈川県)	370,221,026	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (新潟県)	332,955,622	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (富山県)	340,408,703	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (石川県)	338,918,087	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福井県)	341,899,319	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山梨県)	373,202,258	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長野県)	349,352,400	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岐阜県)	344,880,551	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (静岡県)	353,824,248	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛知県)	353,824,248	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (三重県)	355,314,865	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (滋賀県)	346,371,168	円



加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	352,333,632	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	365,749,178	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	349,352,400	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	365,749,178	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	361,277,329	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	329,974,390	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	328,483,774	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	334,446,238	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	326,993,158	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	334,446,238	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	321,030,693	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	321,030,693	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	322,521,309	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	321,030,693	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	324,011,925	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	322,521,309	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	313,577,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	310,596,380	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	312,086,996	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	303,143,299	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	307,615,148	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	285,255,905	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.051	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.0265	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	167,098	円 / km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	151,996	円 / km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	155,772	円 / km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	156,527	円 / km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	152,751	円 / km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	160,302	円 / km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	166,343	円 / km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	178,424	円 / km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	176,914	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	173,894	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	184,465	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	187,485	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	194,281	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	188,995	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	170,118	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	173,894	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	173,139	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	174,649	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	190,506	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	178,424	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	176,159	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	180,690	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	180,690	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	181,445	円 / km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	176,914	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	179,934	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	186,730	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	178,424	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	186,730	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	184,465	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	168,608	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	167,853	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	170,873	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	167,098	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	170,873	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	164,078	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	164,078	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	164,833	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	164,078	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	165,588	円 / km

メタルケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (佐賀県)	164, 833	円 / k m
メタルケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (長崎県)	160, 302	円 / k m
メタルケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (熊本県)	158, 792	円 / k m
メタルケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (大分県)	159, 547	円 / k m
メタルケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	155, 017	円 / k m
メタルケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	157, 282	円 / k m
メタルケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	145, 956	円 / k m
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	282	円 / 回線
加入系光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (北海道)	33, 272	円 / k m
加入系光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (青森県)	30, 265	円 / k m
加入系光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (岩手県)	31, 017	円 / k m
加入系光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (宮城県)	31, 167	円 / k m
加入系光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (秋田県)	30, 415	円 / k m
加入系光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (山形県)	31, 919	円 / k m
加入系光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (福島県)	33, 122	円 / k m
加入系光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (茨城県)	35, 527	円 / k m

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	35, 226	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	34, 625	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	36, 730	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	37, 331	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	38, 684	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	37, 632	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	33, 873	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	34, 625	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	34, 475	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	34, 775	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	37, 933	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	35, 527	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	35, 076	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	35, 978	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	35, 978	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	36, 129	円 / km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	35, 226	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	35, 828	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	37, 181	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	35, 527	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	37, 181	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	36, 730	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	33, 573	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	33, 422	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	34, 024	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	33, 272	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	34, 024	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	32, 670	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	32, 670	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	32, 821	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	32, 670	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	32, 971	円 / km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	32, 821	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	31, 919	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	31, 618	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	31, 768	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	30, 866	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	31, 317	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	29, 062	円 / km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	282	円 / 回線
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	284, 963	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	259, 069	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	265, 542	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	266, 837	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	260, 364	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	273, 311	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	283, 668	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	304, 384	円 / km



中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	301, 794	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	296, 615	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	314, 741	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	319, 920	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	331, 573	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	322, 510	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	290, 142	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	296, 615	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	295, 321	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	297, 910	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	325, 099	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	304, 384	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	300, 500	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	308, 268	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	308, 268	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	309, 563	円 / km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	301, 794	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	306, 973	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	318, 626	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	304, 384	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	318, 626	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	314, 741	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	287, 553	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	286, 258	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	291, 437	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	284, 963	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	291, 437	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	279, 784	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	279, 784	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	281, 079	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	279, 784	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	282, 374	円 / km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	281,079	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	273,311	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	270,721	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	272,016	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	264,248	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	268,132	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	248,711	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	413,527	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	374,887	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	384,547	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	386,479	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	376,819	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	396,139	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	411,595	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	442,507	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	438,643	円 / km

海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (群馬県)	430,915	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (埼玉県)	457,963	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (千葉県)	465,691	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (東京都)	483,079	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (神奈川県)	469,555	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (新潟県)	421,255	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (富山県)	430,915	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (石川県)	428,983	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (福井県)	432,847	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (山梨県)	473,419	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (長野県)	442,507	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (岐阜県)	436,711	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (静岡県)	448,303	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (愛知県)	448,303	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (三重県)	450,235	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (滋賀県)	438,643	円 / k m

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	446,371	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	463,759	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	442,507	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	463,759	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	457,963	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	417,391	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	415,459	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	423,187	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	413,527	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	423,187	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	405,799	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	405,799	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	407,731	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	405,799	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	409,663	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	407,731	円 / km

海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (長崎県)	396, 139	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (熊本県)	392, 275	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (大分県)	394, 207	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	382, 615	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	388, 411	円 / k m
海底光ケーブル延長 1 k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	359, 431	円 / k m
管路延長 k m 当たり施設保全費	77, 756	円 / k m
中口径管路延長 k m 当たり施設保全費	77, 756	円 / k m
とう道延長 k m 当たり施設保全費	77, 756	円 / k m
共同溝延長 k m 当たり施設保全費	77, 756	円 / k m
自治体管路延長 k m 当たり施設保全費	77, 756	円 / k m
電線共同溝延長 k m 当たり施設保全費	77, 756	円 / k m
電力設備施設保全費対投資額比率	0. 0549	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0. 0255	—
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0. 2135	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係)	-0. 0379ピコ	—

数)

監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.0501	—
監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率	0.051	—
監視設備 (市外線路) 市外線路延長 k m 当たり施設保全費	11,579	円 / k m
監視設備 (市内線路) 市内線路延長 k m 当たり施設保全費	2,349	円 / k m
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.0265	—
共用建物施設保全費対投資額比率	0.0255	—
構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.0326	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0041	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 施設保全費対投資額比率	0	—

電柱 1 本当たり道路占用料	443	円／本
管路 1 km 当たり道路占用料	51,091	円／km
中口径管路 1 km 当たり道路占用料	509,498	円／km
とう道 1 km 当たり道路占用料	1,031,812	円／km
情報ボックス 1 km 当たり道路占用料	5,431	円／km
自治体管路 1 km 当たり道路占用料	5,431	円／km
電線共同溝 1 km 当たり道路占用料	5,431	円／km
き線点遠隔収容装置 1 台当たり道路占用料	67	円／台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	—
機械設備撤去費用対投資額比率	0.0012	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.00822	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.00218	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.00105	—
建物撤去費用対投資額比率	0.00185	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.00263	—



機械及び装置撤去費用対投資額比率

0.00129

車両撤去費用対投資額比率

0

工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率

0.00081

試験研究費対直接費比率

0.03118

1回線当たり接続関連事務費

0.7

円／回線

1回線当たり専用型接続関連事務費

88.1

円／回線

1回線当たり専用回線管理運営費

4,726

円／回線

管理共通費比率

0.1521

専用型速度換算係数

239

専用型52M収容回線数

672

回線

端末系交換回数比例比率

0.2215

中継系交換回数比例比率

0.4231

経済的耐用年数

交換機

24.3

年

遠隔収容装置

20.2

年

伝送装置

16

年

き線点遠隔收容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	25.5	年
地下メタルケーブル	34.6	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	57.4	年
中口径管路	57.4	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	57.4	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年

空調設備		9	年
電力設備 (電源装置)		6	年
電力設備 (発電装置)		15	年
電力設備 (受電装置)		9	年
機械室建物		24.1	年
監視設備 (総合監視)		9	年
監視設備 (加入者交換機)		10.6	年
監視設備 (中継交換機)		10.5	年
監視設備 (伝送無線機械)		10.8	年
監視設備 (市外線路)		14.1	年
監視設備 (市内線路)		17.4	年
共用建物		23.1	年
構築物		15.8	年
機械及び装置		10.7	年
車両		5	年
工具、器具及び備品		5.5	年

附 則

無形固定資産（交換機ソフトウェア）	10.8	冊
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	冊

（施行期日）

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（総務大臣による通知）

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

（経過措置）

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成二十三年四月一日後となる場合にお

いて、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。